「太陽のでんき」サービス総合約款

I 総則

第1条 (適用)

株式会社 NTT スマイルエナジー(以下「当社」といいます。)は, このサービス総合約款(以下「本約款」といいます。)を定め,小売 電気事業者が供給する電気の取次サービス(以下「太陽のでんき」と いいます。)を提供します。

なお、本約款にて定める事項は、低圧で電力を供給するときの電気料金その他の供給条件に関すること(以下「電力供給に関する各種事項」といいます。)以外の太陽のでんきのサービス提供等条件に関するものとし、電力供給に関する各種事項については、別途定める「太陽のでんき」電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にて定めることとします。

第2条 (サービス総合約款の変更)

- 1. 当社は、本約款の内容を変更することがあります。その場合、 当社はあらかじめインターネットの利用その他の当社が適切 と考える方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生 時期が到来した場合には、本約款にて記載のサービス提供等条件は、契約期間満了前であっても、変更後の本約款によること とします。
- 2. 本約款の変更にともない、変更の際のサービス提供等条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) サービス提供等条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、 説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようと する事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約成立後および契約変更後の書面交付を行う場合には、 当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さま(需給契約締結後は、需給契約者とします。以降においても同様とします。)との契約年月日、 当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または 改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の 契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、 サービス提供等条件の説明および契約変更前の書面交付 については、説明を要する事項のうち当該変更をしよう とする事項の概要のみを書面を交付することなく説明す ることおよび契約変更後の書面交付をしないことについ て、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 (定義)

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 小売電気事業者

当社との取次委託契約に基づきお客さまに電気を供給する,小売電気事業者である株式会社エネット(小売電気事業者登録番号 A0009)をいいます。

(2) 当該電力会社

太陽のでんきの申込みにおける需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい,一般送配電事業者の供給区域は,それぞれ以下に定めるところによります。

当該電力会社	供給区域
北海道電力株式会社	北海道

東北電力株式会社	青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県,福島県,新潟県
東京電力パワーグリッド	栃木県, 群馬県, 茨城県, 埼玉
株式会社	県, 千葉県, 東京都, 神奈川
	県, 山梨県, 静岡県 (富士川以
	東)
中部電力株式会社	愛知県,岐阜県(一部除く),
	三重県 (一部除く), 静岡県
	(富士川以西),長野県
北陸電力株式会社	富山県,石川県,福井県(一部
	除く) 岐阜県の一部
関西電力株式会社	滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良
	県, 和歌山県, 兵庫県(一部除
	く), 福井県の一部, 岐阜県の
	一部, 三重県の一部
中国電力株式会社	鳥取県,島根県,岡山県,広島
	県, 山口県, 兵庫県の一部, 香
	川県の一部, 愛媛県の一部
四国電力株式会社	徳島県, 高知県, 香川県(一部
	除く),愛媛県(一部除く)
九州電力株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分
	県,熊本県,宮崎県,鹿児島県

(3) 契約期間

太陽のでんきにおける契約期間とは、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日(供給開始日)以降最初に訪れる3月の検針日の前日までとし、また、契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後は1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(4) 需給契約

お客さまが小売電気事業者から電気の提供を受けるための,供 給約款に基づく当社との契約をいいます。

(5) 供給地点特定番号

対象となる供給地点を一意に特定するための識別番号をいい ます。

(6) 検針日

当該電力会社が、次に定めるところにより、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。

- イ 検針は、当該電力会社であらかじめ定められた日(当該電力会社が供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。)に、各月ごとに行い、需給契約者が不在等のため当該電力会社が検針できなかった場合は、別の日に検針を行います。
- ロ 当該電力会社は、やむをえない事情がある場合には、イ にかかわらず、当該電力会社であらかじめ定められた日 以外の日に検針を行なうことがありますが、その場合で あっても、当該電力会社であらかじめ定められた日に検 針を行ったものといたします。
- ハ 当該電力会社は、供給開始日から、その直後の供給地点 の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、イに かかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがありま す。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する 検針区域において検針を行うとされている日に検針を行 なったものといたします。
- ニ 当該電力会社は、ハに掲げる場合を除く他、非常災害等特別の事情がある場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。この場合、検針を行なわない月については、当該電力会社であらかじめ定められた日に検針を行なったものといたします。

(7) 計量日

当該電力会社が記録型計量器により計量する場合であらかじ め需給契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に 記録される日のことをいいます。

(8) 供給開始日

需給契約に基づいて、需給契約者が小売電気事業者からの電気 の供給を受け始めた日をいいます。

(9) 需給契約者

太陽のでんきを契約されたお客さまのことをいいます。

(10) 余剰買取向けエコめがねサービス 当社が提供する住宅用の太陽光発電(余剰買取用)向けに提供 するエコめがね各種サービスのことをいいます。

(11) 太陽のでんき販売店

当社と販売委託契約を締結し太陽のでんきの取り扱いをして いる販売店のことをいいます。

II サービスの申込みおよび各種情報の利用等

第4条 (申込み方法)

太陽のでんきの新規お申込み(契約)は、太陽のでんき販売店において、当社が定める申込書面により行う必要があります。また、契約の締結および更新等に関しては、供給約款に記載の通りとします。

第5条 (ログイン)

- 1. 当社は需給契約者に対して、太陽のでんきサイト(以下「本サイト」といいます。)にログインするための ID(以下「ログイン ID」といいます。) およびパスワード(以下「ログインパスワード」といいます。)を付与します。
- 2. 太陽のでんきサイトは、当社の提供する余剰買取向けエコめが ねサービス各種(以下「エコめがねサービス」といいます。)利 用時における ID およびパスワードでもご利用いただけるため、 エコめがねサービスに関する ID およびパスワードに関しても、 本条および以降の記載が適用されることとします。

第6条 (ログイン ID, ログインパスワード及び利用者情報の管理)

- 1. 需給契約者は、自己の責任においてログイン ID 及びログインパスワードを管理するものとし、ログイン ID 及びログインパスワードの管理についての全ての責任を負わなければなりません。
- 2. 需給契約者は、ログイン ID 使用に起因して起こるすべての事象に対して全責任を負い、自己のログイン ID の使用(第三者による不正又は誤使用を含む)に起因して、当社に損害が発生した場合、当社は、利用者に対し、当該損害賠償を請求できるものとします。また、当社は、ログイン ID 使用(第三者による不正又は誤使用を含む)に起因して需給契約者に損害が生じてもいかなる責任も負いません。需給契約者は、ログイン ID の不正使用を知り得たときは、当社に直ちにその旨通知するものとします。
- 3. 需給契約者は登録された各種情報を常に正確な情報に保ち,当 該情報に変更等が発生した場合は,最新の情報に更新するため の申請等を実施する責任を有します。

第7条 (当社の情報の無断使用の禁止)

本サイト上の画像を含めた太陽のでんきにより提供されるテキスト 情報及びデジタル情報はすべて当社の著作物です。

当社は、需給契約者による記載のテキスト情報及びデジタル情報の利用行為で当社が不適当と判断する行為を禁止します。

第8条 (需給契約者に関する情報の利用)

1. 当社は、需給契約者が登録した情報や太陽のでんきをご利用になる際に収集される各種個人情報を、利用者個人を特定できない形態において、当社の裁量で自由に利用又は第三者に開示することができるものとします。ただし、利用者個人に個別に事

前承諾を得た場合は、利用者個人を特定できる形態において、 当社は事前承諾を得た範囲で自由に利用又は第三者に開示することができるものとします。

- 2. 当社は、需給契約者に対してアンケート及び新商品・サービス の紹介等を実施するなど電話・電子メール・ダイレクトメール 等で情報発信をすることができます。
- 3. 理由のいかんを問わず、需給契約終了後においても、需給契約者が登録した情報やサービスをご利用になられる際に収集される電力情報などの個人情報については、第1項及び第2項と同様とします。

III エコめがねおすそわけポイント

第9条 (ポイントの定義)

需給契約者が、第10条にて記載の各条件を満たす場合、エコめがね おすそわけポイントサービス(以下「本ポイントサービス」といいま す。)をご利用いただくことができます。なお、本ポイントサービス とは、太陽のでんきをご利用いただき当社へ各種データを提供して いただくとともに、需給契約者が同一需給地点に設置している太陽 光発電設備によって発電された電気のうち、消費しきれなかった電 気を社会全体に還元(送電)した行為(おすそわけ)の社会的貢献に 対する支援の意をエコめがねサービスにて計測した値を用いてポイント化したものと定義します。

第10条 (適用条件)

需給契約者が,以下の諸条件すべてを満たす場合,本ポイントサービスをご利用いただくことができます。

- 1. 太陽のでんきをご契約されている同一需給地点にて、余剰配線 (余剰買取)の太陽光発電設備が設置されており、エコめがね サービスをご契約、ご利用いただいていること。なお、本ポイ ントサービスをご利用可能な需給契約は、前述のエコめがねサ ービス契約数と同数とします。
- 2. 前項の太陽光発電設備が太陽のでんきを契約されている電気 設備に接続されており、エコめがねにて前項の太陽光発電設備 の発電電力量および売電電力量と太陽のでんきの買電電力量 を計測していること。
- 3. 前項のエコめがねサービスにおいて、設備情報、電力契約情報、 契約者情報のすべてが正しく登録されていること
- 4. 太陽のでんき販売店にて、当社が定める書式でポイント交換比率等の申込を行うこと。なお、本項における太陽のでんき販売店とは、第1項で記載しているエコめがねサービスを契約した販売店と同じであることを条件とします。太陽のでんきとエコめがねサービスを契約した販売会社が別の場合、当社が認める場合を除いて、原則本ポイントサービスはご利用いただけません。
- 5. 需給契約成立後にポイント交換比率の変更がある場合は、お客 さまと太陽のでんき販売店にて合意の上前項に定める方法で 申込みを行っていただきます。

第11条(ポイントの算定)

本ポイントサービスにおけるポイントの算定式は、以下の通りとします。

(太陽のでんきの検針および計量期間においてエコめがねサービス にて計測された日別の売電電力量合計) ※kWh 単位,小数点以下四 捨五入

× (第10条第4項にて定義されたポイント交換比率)

上記算定式にて算定した値から,小数点以下を切り捨てた値がポイントとなります。

第12条 (ポイントの利用)

本ポイントサービスにおけるポイントは、以下の条件で利用することができます。

- 1. 本ポイントサービス適用の需給契約に対してのみ,利用することができます。
- 2. 当社は利用ポイントを円換算した還元額(以下,「還元額」といいます。)を,当該需給契約におけるポイント算定期間と同期間に計量および検針された電気利用料金との相殺に供します。
- 3. 前項の期間を越えたポイントの繰り越しはできません。
- 4. 還元額は、当社が別途定める円換算レートにより算定されることとします。
- 5. 前項の円換算レートは、事業動向等により変更されることがあります。その場合、当社が適当と定めた方法にて周知を行い、それにより需給契約者は変更の承諾をしていただきます。
- 6. 第4項において利用できる還元額は、当該期間の電気利用料金 総額のうち、基本料金および最低月額料金、再生可能エネルギ 一発電促進賦課金を除く、電力量料金(燃料等調整額を含みま す)を上限とします。なお、関西電力株式会社管内および中国 電力株式会社管内、四国電力株式会社管内における、電力量料 金に最低料金が設定されている契約種別においては、最低料金 は還元額上限算定の対象外とします。
- 7. 第3項及び第6項により利用できなかったポイントに関して、 需給契約者は一切の権利を放棄することを当社に対して承諾 していただきます。

第13条 (ポイントの利用等ができない条件)

本ポイントサービスご利用中の需給契約において,以下に該当する場合,ポイント算定およびご利用ができないものとし,当社はその責任の一切を負わないことを需給契約者は承諾していただきます。

- 1. 第10条にて記載の利用条件に適合しないポイントの利用申請
- 2. エコめがねサービスにより計測されたデータに欠落がある場合, 欠落したデータ見合いのポイント
- 3. エコめがねサービスにより計測されたデータに月間 360 時間 以上の欠落がある場合のすべてのポイント
- 4. 設備容量に応じたエコめがねサービスが設置されてない設備, ご利用条件に反する利用をされている設備,エコめがねサービスに関する機器が正しく設置されていないことにより正確なデータが計測されていない契約
- 5. エコめがねサービスに関して、別途定める「エコめがねサービス利用規約」に反する利用をされていると当社が判断した契約

IV その他

第14条(再生可能エネルギー応援ポイント)

当社は、太陽のでんきの契約により請求する電気利用料金の一部を、 当社が再生可能エネルギー応援ポイントとして換算の上積立てを行い、新たな再生可能エネルギー発電設備の普及に対して給付いたします。なお、再生可能エネルギー応援ポイントの利用状況等は、当社が適当と判断した方法にて継続的に需給契約者へ公開することとします。

第15条(需給契約の譲渡等)

- 1. 需給契約者は、当社の定めた書式および指定した方法により申請いただき、当社が受け付けた場合、需給契約および各種サービス利用資格を第三者に譲渡することができます。
- 2. 需給契約および各種サービス利用資格を第三者に譲渡した場合,ログインIDおよびログインパスワードを含む利用者情報を譲渡後の情報に更新する責任を有するものとします。
- 3. 需給契約および各種サービス利用資格を第三者に譲渡した場合,譲渡以前に本サービスににて記録された各種情報は,譲渡を受けた第三者に継続して開示されるものとします。
- 4. 需給契約および各種サービス利用資格を第三者に譲渡した場合,譲渡以前に第8条の定めに従い,当社が太陽のでんき販売

- 店,および当社が必要と認めた企業・団体に対し開示していた 情報は継続して開示されるものとします。
- 5. 当社は、譲渡された需給契約および各種サービス利用資格における各種情報の正確性、ポイントサービス等の連続性について保証いたしません。

第16条 (プライバシーポリシー)

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めると ころにより、個人情報を取り扱います。

第17条 (管轄裁判所)

需給契約にかかわる訴訟については、大阪地方裁判所を第一審専属 管轄裁判所とします。

第18条 (暴力団排除に関する条項)

- 1. お客さまおよび当社は、需給契約締結時および将来にわたり、 需給場所の属する地方自治体の定める暴力団排除に関する条 例に従うものとします。
- 2. お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。) および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与 するなどの関与をしていると認められる関係を有するこ と。
- 3. お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の 信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他、上記に準ずる行為。

附則

平成28年6月1日施行

このサービス総合約款は、平成28年6月1日から実施します。